

健診結果の提供にかかる提供依頼書

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 4 項及び同法第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法の規定（以下「高確法等の規定」という。）に基づく全国健康保険協会青森支部（以下「青森支部」という。）への提供について、下記のとおり委託します。

- 1 健診実施機関は青森支部に対して、労働安全衛生法第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診年度において青森支部の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって青森支部が必要と認める情報（以下「事業主健診情報」という。）を提出すること。その際、青森支部が指定する形式で事業者健診情報を提供すること。
- 2 1 による提出を行う前に、健診実施機関は当事業所に対して、本書に基づき提出する旨の連絡をすること。
- 3 1 の提出を行う際に、健診実施機関は青森支部に対して、高確法等の規定に基づき、当事業所の委託を受けて事業主健診情報を提供することを伝えること。
- 4 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は別途連絡をすること。

記入日 令和 年 月 日

（１）事業所情報等

被保険者証の記号	(7桁または8桁の数字)		
所在地 事業所名称 代表者名			
電話番号		担当者名	
健診受診時期	月頃		

（２）事業者健診の受診機関（該当する健診機関に☑をしてください。）

青森	☐ 青森クリニック	八戸	☐ ちょうじゃの森内科クリニック	弘前	☐ 健生病院
	☐ 青森県総合健診センター	南部	☐ 南部病院	五所川原	☐ 白生会クリニック
	☐ 慈恵クリニック		☐ 南部町医療センター		☐ 増田病院
	☐ あおもり健康管理センター	野辺地	☐ 戸館内科整形外科医院	外ヶ浜	☐ 外ヶ浜中央病院
	☐ しんまちクリニック	七戸	☐ えびさわクリニック	むつ	☐ みちのくクリニック
	☐ 全日本労働福祉協会		☐ 公立七戸病院		☐ むつ総合病院
	☐ (医)芙蓉会 村上病院	十和田	☐ 十和田東病院	大間	☐ 大間病院
	☐ あおもり協立病院	三沢	☐ 三沢市立三沢病院		
八戸	☐ 八戸市総合健診センター	弘前	☐ 鳴海病院		
	☐ 八戸西健診プラザ		☐ 弘前市医師会健診センター		
その他（上記以外で受診している方がいる場合は、健診機関名をご記入ください。）					